

避難勧告等の伝達方法

避難勧告等の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

避難勧告等の伝達先・伝達方法

伝 達 先	伝 達 方 法
(住 民)	
住民 区長・自主防災組織代表者	・ 防災行政無線（同報系） ・ 広報車、消防車 ・ 市ホームページ ・ i ネット飯山（CATV） ・ 電話、FAX ・ 緊急速報メール
(要配慮者、福祉関係機関等)	
災害時要配慮者の事前登録者 市社会福祉協議会 要配慮者施設 病院等 その他関連施設等	・ 防災行政無線（同報系） ・ 電話、FAX
(防災関係機関等)	
警察署、消防署、消防団	・ 防災行政無線（同報系） ・ 電話、FAX